

大阪府動物愛護管理センターと大阪府立大学大学院生命環境科学研究科との  
連携に関する協定書

大阪府動物愛護管理センター（以下「甲」という。）と大阪府立大学大学院生命環境科学研究科（以下「乙」という。）は、相互に連携の強化を図ることで、獣医学教育の充実と動物愛護管理行政を推進するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、獣医学教育の充実と動物愛護管理行政の推進に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）動物の愛護及び動物の管理に関する学術研究交流に関すること
- （2）動物愛護管理行政に関すること
- （3）獣医学教育に関すること
- （4）その他、本協定の目的に沿った事項に関すること

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な連携内容については、甲乙合意の上決定する。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更について申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間協定を継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヵ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年1月1日

甲：大阪府羽曳野市尺度53番地の4  
大阪府動物愛護管理センター  
所長 真柳敦夫

乙：大阪府堺市中区学園町1番1号  
大阪府立大学大学院生命環境科学研究科  
研究科長 川口剛司